

2015年度 発達障がいフォーラム 障害をもつ学生への大学での支援

2016年度から障害者差別解消法が施行されることに伴って、学内でも障害学生支援の体制づくりが検討されている。その中で研究所としては情報を交換し合うため、2015年10月21日（水）に、このフォーラムを開催した。そこで報告された内容を以下に記す。

〈シンポジスト〉

望月 直人（大阪大学 キャンパスライフ支援センター 特任准教授）

生川 友恒（日本福祉大学 学生課 職員）

榊間 悠太（愛知県立大学 教育福祉学部 社会福祉学科 学生）

●大阪大学における障害学生支援体制

望月 直人

大阪大学でどういう取り組みをしているのか、大阪大学は完璧なところではないということもまず前提で知っておいてもらえたらいいかなと思います。もちろん進んでいる部分はあるかもしれませんが、日々僕も大学の中で格闘しているという状況なので、そこら辺も含めてお話しできればいいかなというふうに思っています。

○大阪大学の概要

大阪大学は、大阪の北部のほうに、北摂という地域にありまして、一番目立つのは、学生数が2万4,000人ということで、全国の中でもかなり多いほうということです。ここの学部研究科も多いので、それを1つにまとめるということ自体がかなり難しいという状況ではあるということと、学部だけじゃなくキャンパスが3つあるということが特徴ではあるかなというふうに思います。吹田と豊中と箕面というところがあるんですが、本部

が吹田キャンパスにありまして、病院があるところなので、そこは学生というよりは大学院生が多いところになります。

1つ大きな課題としては、キャンパス間は学内バスというのがあるのですけれども、箕面キャンパスだけ少し離れた山奥にありまして、以前、大阪外国語大学というところを吸収合併したみたいな形になっているので、箕面キャンパスとなっていますけど、そこは1学部だけしかないということで、支援もちょっと遅れているところかなというところなんです。

今日は、僕たちの働いているユニットについてということと、具体的な支援の流れみたいな話から実際どういう課題があるのかと、そこら辺を話していきたいということと、法改正後、次年度に障害者差別解消法が施行されるというところで、僕もその動きから、発達障害とか精神障害をメインでずっと仕事をしてきたこともあったので、その部分の学生が増えていくだろうということと、今までも身体障害の学生については阪大のほうでもそれなりにやっていたところに、そういう部分をちゃんとした人を雇おうということでもらえたという話になります。

○合理的配慮

こちら辺は多分皆さんも既にご存じの内容で、これは文科省が出しているような資料なので、こういう流れがあって、実際に法的な義務として、特に国立大学とかはかなりちゃんとやらないといけないよと、今、この対応要領というのを来年の3月までにつくって公表しないとけないということで、その動きも今並行して動いていると。愛知県立大学は多分地方公共団体のこの部分に入るかなと思うのですが、職員の対応要領という、こういった方針で学生に対応していくかとかという部分については努力義務なので、数年後にはつぐらなるといけないことになるんじゃないかなと思います。ただ、合理的配慮であるとか、差別の取り扱いの禁止については私立大学よりも法的な義務ということが課されていますので、ある程度合理的な配慮の提供をしないことは差別になるということになるということになります。

合理的配慮の定義

●障害者の権利に関する条約 第2条

「合理的配慮」とは、障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう、と定義されている。なお、「負担」については、「変更及び調整を行う主体に課される負担」を指すとされる。

国公立大学：法的義務（障害者差別解消法）

●職員の対応要領の作成（平成28年3月まで）

国立大学：法的義務・・・遵守しないと法律違反

私立大学：努力義務

職員の対応要領とか、学生に対応するだけじゃなくて、これは基本的には大学に関係する人全てを対象としているので、図書館を利用する一般の人とか、附属病院などがあった場合とかだったら患者さんにも対応が決まってくるし、附属の小学校があった場合だったら附属の小学校とか附属の中学校の関連する方々も対象となるということで、学生だけというのをイメージしているだけではなくて、大学で何かのイベントがあったときに、視覚障害の方とか聴覚障害の方とかが来られたと

きにフォーラムを開いて、例えばこうやったときに情報保障というのをきちんとやらないということになるという可能性があるかなと思います。

ただ、この合理的配慮というところでは過度な負担を課さないものというふうなことが示されているので、ここが過重な負担というふうに書いてありますけれども、そこをどこまでにするかということはまだ何も決まっていない段階なので、各大学の財源とかこちら辺と絡みが出てくるのではないかなと思っています。私がいる大阪大学はかなり大きな大学ということで、例えば愛知県立大学の方が提供していることができないということはありませんかと思っております。

合理的な配慮の定義など、ちょっと今日はあまり時間をとって話はしませんけれども、基本的にはどういうことをやるかという部分では、社会的な障壁、障害学生と大学の制度や環境の分を取り除くということが合理的な配慮という考え方になります。基本的に一般の学生と障害を持っていて環境的に不便な人の環境を等しくして、できるだけ公平な環境を用意する、スタートをそろえるということが一番のイメージとしてもってもらえると思います。

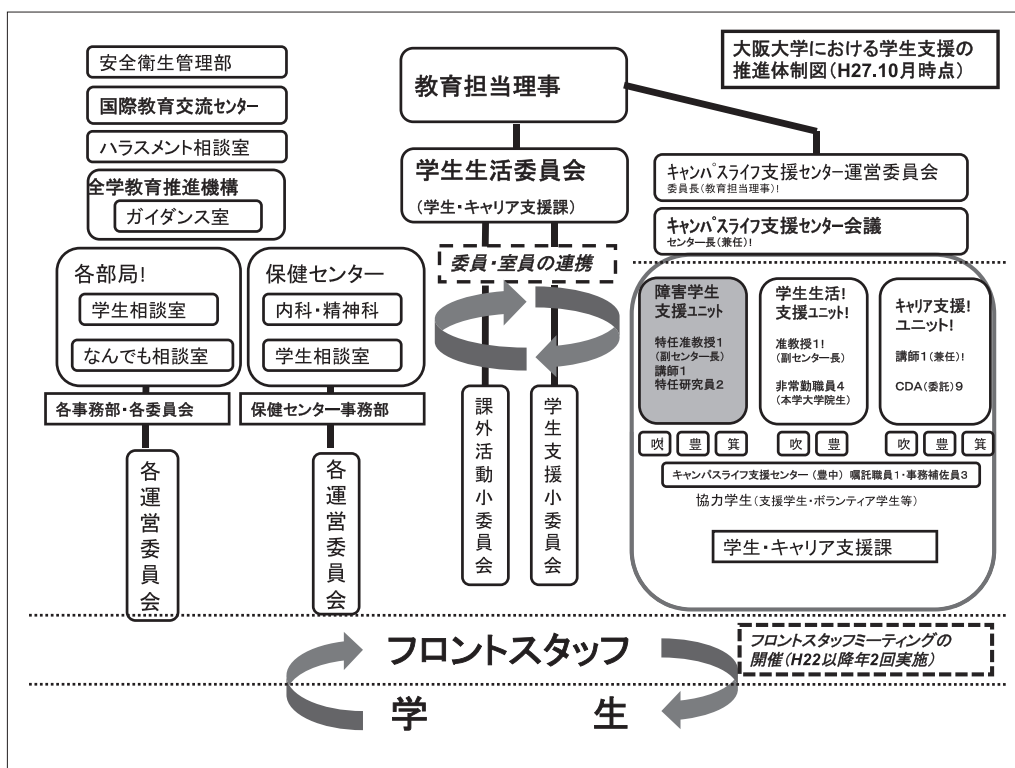
これはよくサイトで見つける絵なのですが、公平と平等は異なるということで、合理的配慮を説明するときに役立つ例としてよく言われるんですが、これを見てもらったらわかると思うのですが、背が大きな方と小さい子供がいて野球を見ています。平等となると多分同じ箱を提供することになるのですが、合理的な配慮というのはそういうわけじゃなくて、人それぞれに段差をつけて提供することで、結果的に高さをそろえるということになります。だから、同じことを例えば同じ障害だから、ノートテイクというサポートをすればいいというものじゃなくて、それぞれの個人差があるということであらわしていると思います。

○キャンパスライフ支援センター、障害学生支援ユニットについて

本学の支援方針について、これについてもまだちょっと要綱というのを今改変中なので、皆さんのところに提供できないのですけれども、一応総長の責務というものと教職員の責務というものをはっきり明示させたり、大学憲章の中で、本学では一応障害を持っている方とかに差別をしないということをやっていますので、それをもとにこういう要綱をセンター内につくって、大学の中で通知するということが大事じゃないかなと思います。今、もともとあったのですが、センター化したというのがつい2年ぐらい前なので、それより前の段階でつくっていたものをちょうど今、改変している最中になります。でも、こういった内容が当然あったほうが、職員さんや教員の方々にやっぱり理解を促すときにそういう形でここでは決まっているからというように説明できると、納得してもらいやすいと思います。

私たちのセンターの組織図についてなのですが、先ほどの先生の話のように、学生生活委員会というところはもちろんあるのですが、それと並行するような形で、理事による同じ形での委員会とセンター会議というものができています。キャンパスライフ支援センターというところには3つのユニットがあるので、3つのユニットが協力してそれぞれやったりすることがあるのですけれども、キャリア支援ユニットというのは、いわゆるキャリアセンターが阪大の中にはなく、そのかわりになるようなところで、最近は就職も困難な学生も増えてきているのでここも力を入れている最中です。

学生生活支援ユニットというのは、どちらかというと社会問題やカルトの問題とか、学生相談室というところになかなか行きにくい学生であるとか、居場所がないといった学生を対象とするところで、障害学生支援ユニットというのは明確に障害をもった方とか、あるいは発達障害とか精神障



害の傾向をもっている方というのを対象にしているところで、このあたりで学生生活支援ユニットと障害学生支援ユニットが対象者が同じ方という場合も中にはありますし、学生相談室とも有機的にこのあたりと連携しながらというふうになっています。

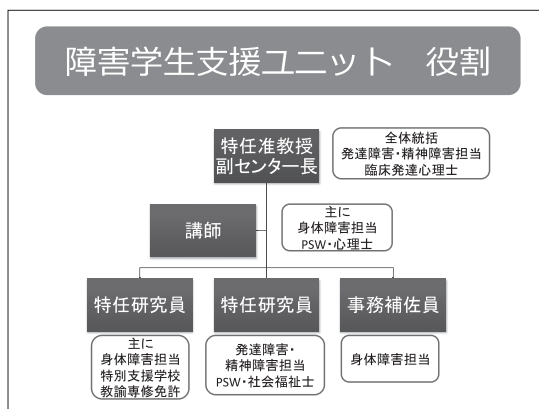
一応、センターの上にはセンター会議、その上に運営委員会を設けています。今、私はキャンパスライフ支援センターの障害学生支援ユニットをメインで統括しつつ、センター全体の副センター長の役割も担っています。豊中キャンパスについてはある程度進んでいるところというか、部屋もしっかりしているところなんです。ただ、吹田キャンパスとか箕面キャンパスというのは本当にまだまだきちんとできていないところがありまして、部屋自体も相談室があるだけだったり、箕面キャンパスには部屋があるけれども、中の調度品というのは全然準備ができてなくて、開設日も週に2回ぐらいしか開設していません。

吹田地区というのは今、今年人が増えたということもありまして火曜から金曜まで週4回開設することができましたけど、箕面も火曜日と金曜日と週2回になったところで、人が増えるとそうやって体制は充実していくところはあるかなと思います。

少し成り立ちについてお話したいと思います。平成25年の6月に学生支援ステーションという1つその前のところから、キャンパスライフ支援センターという形で改組されてできたということになります。そのできた理由として、法の施行を見越して障害学生の支援にかなり力を入れていこうということでした。これも大事なところなんですけど、まだまだうちのセンターは時限つきのセンターということで、先ほど言ったような組織図の中で、障害学生支援ユニットだけが単独になるのか、他の部分とどういう連携した形になるのかというのはまだそこら辺が見えていないということです。

僕たちのユニットは、人数だけ見ていると、多分、他の大学と比べても教員とか研究員という形

の枠は多いかなと思います。特任研究員という人がいわゆるコーディネーターという形で実際に実務中心で動いてもらっているところです。でも、全員が今は実務をやっていますが、できたばかりというところもありますし、ほぼ皆が実務をかなりやらないと回らないという状況です。



これが本当に明確に役割を障害ごとに分けたほうがいいのか、キャンパスごとに分けたほうがいいのかとかということはまだはっきりしていませんけれども、今のところ障害種別で担当を分けながら対応しているところです。事務補佐員の方も、本当は事務の仕事なんですけど、身体障害系の仕事のいろんな事務業務というのが回り切らないし、そこら辺をフォローする形でほぼ専属で身体障害系のサポートに入っていただいているという形になります。センター全体としては他に職員が何人かいるのですけれども、これは障害学生支援に完全に特化した仕事をされているメンバーという形になります。

大きな問題としては、正規の職員がついていないというのが1つ、阪大としては僕が入ったときからずっと大きな問題で言っているのですけど、なかなか難しいところになります。一応学生キャリア支援課というところが本部寄りの組織になっていまして、全学的な組織なので本部に近いので、学生キャリア支援課と事務を分け合う形というか、ここの一部の人がキャンパスライフ支援センターに少し関わり、特にキャリア支援員の部

分については事務が協力しているという形になります。

○要支援学生・相談支援件数について

現在、どういった学生が何人ぐらいいるかというところなのですが、要支援学生と相談支援件数というのは、こういうふうに見てもらえたら明らかに人数が急激に増えているというのはわかるかなというふうに思います。発達障害と精神障害が著しく増えている大きな理由として、去年、26年度の4月から、保健センターの学生相談室のほうからカウンセラーの先生が僕らのところに異動されてきて講師になられたということがあります。その先生が学生相談室で見ていた学生、精神障害の学生をしばらくこっちで見ていたのでちょっと増えていますが、実際には、今はこの人数が、後で現在の人数をお伝えしますが、少し変わっております。

ただ、特に見てほしいというのは、人数がこれでいうと八、九倍ぐらいになっているのですが、支援件数というのもそれ以上に増えていたりします。実際には人数どおりじゃないんですけど、1件につき1人にかかる相談支援の件数というのが、1人増えたからって1件増えるとかというのではなくて、少しトラブルがあったりとか、やっぱり聴覚障害とかの方でいろんなサポートが最初に必要になった場合、一気に相談支援の件数、ケースワークが増えるという形で、人数どおりになっていないというのはこの意味合いになります。

現時点でというか、少し前ですけど、8月の時点ではこういった人数で、現時点では、それでも発達障害の学生が一番多い。発達障害の傾向というのは、診断は受けていないのですが、多分そういう傾向があるだろうという形でみなしているというのと、58人を全部足すと、どれか1つに障害の区分けをしているというところもあるので、発達障害と精神障害の中に、精神障害の中に多分もともとベースに発達の偏りを持っている方は、10人ぐらいはいるように思われます。厳密に診断だけでいうと、鬱とかそういった精神面で

の診断をつけているということでこっちにしているという状況です。

聴覚障害の方が5名で視覚障害が2名で肢体不自由が4名、内部障害、こころ辺については、研究生とかも当然含めていますので厳密に正規生のみではないのですが、一応僕らのところでは正規生、研究生、全て支援の対象にしております。ただ、予算の配分とかについては正規生を優先するとか、そういう形で少し格差はしているのですが、支援のサービスというか、支援内容についてはできる限り同じものを提供したいということにしているんですが、予算が多くかかってくるなどすると、こころ辺が少し段差がついてしまっているのが現状かなというふうに思います。

聴覚・視覚障害の学生は、数は多くないんですけども、支援にかかる支援者数であったり、支援経費というのは本当はかなりかかりまして、例えばこれが6人、7人になってきたら、多分今のスタッフ人数では到底回らないぐらい業務が増えるということはちょっと想像していただけたらいいかなというふうに思います。発達障害については皆さんも知っておられる方も多いと思いますが、個別性が高いために、ある程度基本的にこういうサポートをすればオーケーというのが、身体障害の方というのは、それだけではいけないのですけどある程度大枠というようなベースがあるのですが、それが人それぞれ違うということと、やっぱり発達障害をベースにした何らかの二次的なものでトラブルが起こりやすいとか、対人関係の問題であるとか先生との問題というのが大きく起こったりすると、就学面でのサポートということから違う面でのサポートというか、問題トラブル解決みたいな役割が仕事として増えてきます。そうなってくると、こちらとしてもかなりの負担があったりとか難しさがあるということが実際には起こってきます。

○具体的支援の実際と課題

具体的な支援と課題というところで、障害ごとにこういうことをやっていますよということな

のですが、聴覚障害の方にはノートテーク、パソコンテークという形で、文字情報というのを目で見てわかる形で、要約筆記みたいな形で授業の最初に横についてノートを見せながらとか、2人体制でパソコンで打って、それを画面で見てもらって文字情報を見てもらおうということをやっています。この学校でもそういう支援をされている方は現時点ではいないようですが、こちら辺の部分というのは結構スキルが必要だったりするので、それを幾ら、どれだけ養成していくかというのも1つの課題になってきています。言い出すとすごい難しいんですけど、やっぱり大学院レベルのことを大学1年生がやるのかといったら難しかったり、語学の、ドイツ語などの難しい語学に関して、それを適したサポートをできる人というのを探しても見つけにくかったりしますし、応募してもらうのは基本的にはピアサポートで、お金はもちろんアルバイトで支払っていますが、学生をアルバイトとして雇用していますので、そういった中に応募してくる学生の中に、障害をもっている学生が求めている授業に合致するような方がいない場合もなかなか起こりやすく難しいです。

僕らのところで少し難しかったのは、授業が英語で話す、英語で議論するという授業らしくて、それをノートテーク、パソコンテークできる人といったら、英語の聞き取りがきちんとできる人でそれをある程度すぐに文字化できるという人になってくるので、そうなってくるとかなり限られた人になってきます。

利用する学生の気持ちも大事にしながら、なおかつ制度の限界であるとか、最初の段階から完璧というのは難しいということをきちんと伝えないといけないということが最近課題として挙がっております。

肢体不自由の方に関しては、食事介助、研究補助、授業補助という形で、かばんからノートを出したり机で横にサポートについて、パソコンで自分で入力することはある程度できる人だったりするので、ちょっと後ろから、かばんから何かをとってといったサポートをしたり、ちょっとついてい

けないときに要約筆記して授業の内容を少し補助するという形をやったりしています。

研究補助についても、こちら辺の学生とかもやっぱりレベルが高くなってきて、学会発表の準備とかの手伝いになってくると、大学1年生とか2年生ができるわけではなくなってくると、同じ研究室の方にやっていただいてももらったりしています。

現在、通学、学外については対象としていない、学外と排せつ介助というのは支援対象としないということで、通学補助についてはどこまでもまだグレーなところで、かなり当事者の方とか利用学生のほうから求められることとかがあったりします。実際には、こちら辺がちょっと難しく、自治体からの福祉のサービスを利用するというのも、なかなかそこにちゃんと本人がお金が使えなかったりいろいろあるみたいで、この部分は問題として残っているかなと思います。

視覚障害の方については、データのPDF化とかテキストデータ校正作業があります。全盲の方の研究補助の場合は、補助の度合いが強いですね。発表もたくさんされたり論文もかなり読まれていたりするので、大学1年生ができるレベルではないということで、そういう方はできるだけ同じ研究室の人に手伝ってもらったりしてグラフを作ったりする、発表要旨とかのちょっとしたグラフを作ったり表を作ったりするとか、そういう時の作業を手伝ったりしてもらっています。支援機器の貸与というのは、点字プリンターを購入したので、それを使ってもらったりとかをしています。

発達障害については、ニーズに合わせての対応なので、どれか1つというわけではありませんが、よくやっていることは、基本的に定期的な面談というのは実施しています。日常生活の確認というのは生活リズムを確認することが一番求められますので、放っておくと学校に来られなくなってしまうとか、やっぱり成績が難しくなって授業に知らない間に出ていないとか、単位が全然取れていないということがよくあるので、最低限、時間を1時間きっちりしゃべるとかじゃなくても、

10分、15分だけでも1週間に1回来てもらったりする学生というのがありますし、ある程度、1カ月に1回置きとかという方もいます。

最近ではピアサポーター、チューターと読んだりもしますが、TAという形で、学業面のちょっとした家庭教師的な形で、ちょっと授業についていけなくなっていたりする科目に関して教えていただいたりとかするような形をやっております。これについては相性もあったりするし、なかなか見つかりにくい場合もあるのですが、今、2人雇っています。ある程度発達障害のことについて詳しくかったりとか、かかわり方をちょっとは勉強している方のほうが本当はスムーズにできるんですが、そこら辺がそうじゃない場合、うまくいく場合とそうじゃない場合がありますので、そこら辺は養成をきちんとやらないといけないなと思いつつ、2、3回僕がちょっと説明をしてそのままアルバイトに入ってもらったりすることになっていますので、体制としてはあまりよくないかなというふうに思っています。

あとは、これはちょっと阪大では結構力を入れている部分で他の大学よりも進んでいる部分かもしれないんですけど、実務をほぼ中心にやっているコーディネーターの方が、ハローワークとかで昔働いていたということもあるのでかなり中心になって動いてくれていまして、学内インターンシップであると学外のインターンシップをやったりしています。

支援のプロセスということで、順番に入学時から考えていきたいということで説明できればと思いますが、共通する内容で、身体障害の方も発達障害の方も全て全員に共通するのですが、オープンキャンパスのほうで支援ニーズの対応、支援ニーズを把握するという場合もあります。希望の際は連絡して下さいということで、個別の面談機会を設ける場合もあります。今まではここへ発達障害の方というのが出てくることというのはほとんどなくて、身体障害の方が、車での入構手続きであったり駐車場の確保とかトイレなどのバリアフリーの状態を教えてほしいとか、そこら辺につ

いて問い合わせがあるということがありました。学部の入学試験時は、要請された場合、ほぼ全部がオーケーという形で、診断書がついた形で申請がされていますので、その方についてはもう既に行っております。

ここら辺についても本当はいろいろ考えないといけないところがあるので、難しいのですが、先生方にとっては、3年生、4年生になってくると、難しい学生について何で入学させたんだという話になってきます。けれども、その時点で障害があるから入学を認めないというのはもう絶対無理になっています。全ての学生が公平に試験を受ける体制になっていて、その方が勉強で受ければもう入るとい状況なので、今後そういう学生をもし本当に受け付けたくないのなら、学部のところや案内の中にこういう学生は受け付けられないということをも多分、提示しないとできません。そうしないと、受け付けられないとかそういうことを3年生、4年生になって言う段階ではないと思います。

実際、支援のプロセスについてなのでですけども、合格から入学というところで、やっぱり事前面談というのが当然必要になってくるかなというふうに思います。メンバー、本人、保護者とか、本人に関連する、最低限各学部と、1年生だったら全学教養の担当とか教務が入ったり学科長が入ったりという形で、どういったことが必要なか、何が求められるのかという対応の検討であるとか、支援のどういうことを求めているかというのをきちんと把握するということにはなります。

かなり重度の身体障害の方では、主治医の意見書などがあれば、緊急時の対応はどうするべきなのかと、命にかかわるような対応、その方に何かあったときに対応しているのかとかということもきちんと主治医に確認したということになります。

教室のバリアフリーなどの状態、各キャンパスでここを通るだろうということとかも一個一個見ていって、段差がどれぐらい激しいものなのかとか、直していかないといけないところはどれぐ

らいなのかと、大体全学的にある程度バリアフリー化というのはされているのですけれども、本当にそういう方が入ってきた場合というのはやっぱり不備なところが出て来て、全部を完璧にやることがないのでピンポイントでまた直すということになってくると、またそれはそれですごくお金がかかってしまうので、そこら辺の調整をかなり進めていかないといけないというのが最初の段階であるということになります。

実際に支援学生を募集したり、実際その方のシフト調整みたいなのも僕たちはやっています。

当然、授業で担当される方の教員に具体的にその方の特徴とかを説明する場合もあるし、授業について配慮が必要だったらこういう配慮をお願いしますみたいなことを説明するということになります。それが配慮依頼文書となりますね。これは大体が措置が、判断を決定したりとかということのも、今までは僕らのところがその文書をつくってほぼ各学部のサインだけをもらうみたいな形で通知していたんですけど、それでは各学部のほうの実情に合っていないだろうということもあるので、そこには各学部の担当教員であるとか教務であるとか、学科長がきちんと入った上で話をしていくということが大事なんじゃないかなというふうに思っています。

修学支援については、授業開始前後というのは、やっぱり問題点の確認とか、振り返りというものも5月ぐらいに1回やったりします。これは身体障害の方ですけど、試験の実施はまた試験の実施で、その授業の評価方法であるとか授業時間とかテストの時間を延ばせるかどうかなどの確認ということも必要になります。文字を書けなかったりしたら、代替でパソコンでいいのかとかもあるし、評価方法についても、言葉を使つての何か発表をしないといけないということだったら、言葉がうまく使えない場合にかわりにレポートでもいいのかとかということを確認するという作業も起こります。ここら辺についても最終的には本人に連絡も必要になってきます。

学期末が終わると、試験当日の対応という、こ

れは試験実施前もですけど、試験実施中での試験当日の対応に何かこういうことが起こりやすいということがあれば事前にそれを伝えておかないといけないということもあります。授業最終日、ここら辺もそうですね。大体1学期が終わる頃に、今学期はどうでしたかというような振り返りも入れて、その次の学期に反省点を生かしているいろいろ改善していくという流れになります。

こちらは発達障害とか精神障害というところで、一応本人から支援の申し出があった場合という、これどこまでを対象とするかというところが難しいのですが、現時点では、発達障害とか精神障害を入学直後から支援が欲しいですと言ってくる人はまだ多くはないです。実際には、不登校になったりとか不適應を起こして親御さんから連絡があったりとか、保健センターのほうとか学生相談室のほうから連絡があったりとか、教員のほうから相談があったりという形でつながります。少しずつ本人が入学時に近い段階から言ってくる方も増えてはきていますが、まだまだ診断を受けている方は少なく、だから、受けていない段階とか、診断がついていなくて何らかの難しさがあります。3年たっても授業が1個か2個しかとっていない、あるいは全然とっていないという方がお母さんがびっくりして連絡してきて、そこからつながり出して、病院につながって診断を受ける方もいますし、明確にそこら辺の自己理解がうまく進まない中で診断はつかないけどある程度そういう傾向が強いだらうということでフォローしていくという流れもあります。

ただ、来年度の法律に関していうと、確かに本人がこういう障害があるから支援を求めますと言った人を基本対象としていまして、ただ、発達障害、精神障害の方は明らかにそういう特徴もっていて、支援を自分で申し出にくいというのが特徴としてある場合については、またそれはそれで対象とするということになっていきますので、どちらにしても対象になります。ただ、本人の中で支援の申し出をなかなか納得しなかったりとか、自分の中でしないということをはっきり言っ

た人に対してはそこまでサポートはできないのかなとは思っています。

ここら辺の最初の段階は、他のところというか、身体障害の方と大体似ているところなのですから、違うところといえば、履修登録の期間での相談は発達障害の方は多いかなと思います。放っておくとうまく授業を履修できないとか、履修登録が少し複雑になっている。ここら辺の情報が全然うまくやっけていなくて期間が終わってしまっていたりとか、必要な単位を全然、自分のスケジュールとうまく調整して授業時間割りを組んでいなかったりします。ここで混乱しやすいので、ここはよく全学教育推進機構というところと一緒に行って、そこの事務の方に教えてもらいながら登録をするということによくあります。

配慮依頼文書というのも、これも先ほど診断評価の方は全ての授業に大体関連することなので、部局を通したりしますが、発達障害の特定の科目とか特定の授業という場合もあるので、そういう場合は個別にお願いしたりとか個別に先生に説明しに行く形で、各学部とかいろんな事務を通したりとかすると時間がかかっちゃうというもあるので、そういう場合は単一出すという場合もあります。

履修相談とか授業形態・内容の確認とかも、うまく支援ニーズを聞き取るというのは結構専門的なかわり方をしないと難しいです。なかなか普通のかかわり方ではコミュニケーションがそこまで豊かにならない場合があるので大丈夫かと思ってしまうんですけど、本当は大丈夫じゃないといった学生も多いかなと思います。

支援機器の整備、これは今のところ、僕らのところは動いてはいないんですけど、一応イヤーマフとかノイズキャンセルヘッドホンなどは用意していて、試しにつけてよかったらつけてみてということ言っていますが、利用する学生は今まであまりいないかなというふうに思います。

支援学生の募集とか配置というのも、発達障害の学生の支援学生というのはなかなか応募してくる人がいない段階ではあります。

ここは先ほど言ったみたいに、新規の発達障害とか精神障害の学生というのは、実際に何らかの就学面での課題とか何らかの壁が出てきてからになるので、支援が遅れやすく、そこから本人の卒業に向かってというところに戻していくと、ある程度のサポートをきっちり入れていくには時間がかかってしまって、手遅れという言い方はおかしいですけど、結果的に休学になったりとか、多分退学するという人は今後出てくるんじゃないかなと思います。僕がかかっている方も休学する方は結構いますし、休学は絶対だめというわけじゃないし、退学は悪いわけではないんですけども、明確な意図を持った退学とか明確な意図を持った休学というわけじゃなくて、ただだらだらと休学になったり、何とはなしに他に選択肢がなくて退学、休学になるという方が結構いるので、将来に向けた何らかの方針というのを本人と確認しながらそういうことを段取りしていければいいかなというふうに思っているんですけど、なかなか難しいというのが現実ではあります。

定期的なカウンセリングというのは年間を通してやっています。障害や特性について自己理解を高めるということは、僕自身、一番重要じゃないかなと思います。別に障害じゃなくても、自分の特徴で得意なところとか苦手なところということが、自分のサイクルとかがつかめてくるとある程度うまく過ごしやすいんじゃないかなと思うんですけども、実際にはできる人とできない人がいるというので、難しい方をかなり底上げしていくというのは本当に手間がかかるし時間もかかるかなというふうに思っています。ここら辺は、全部ほとんど一緒ですね、他の障害の方と。

今学期の振り返りとかといっても、身体障害の方みたいに多くの人数でやるということは少ないんですけど、必要な担任の方とか教務の方と最低限集まって、保護者に来てもらうことも発達障害の場合は多いかなと思います。

これも先ほど言ったような形で、配慮依頼文書という正式な文書を発行せずに個別に配慮依頼をする場合もありますし、特に自分から配慮依頼と

いうことを、こういうのがあるから使ったらどう
ということをお勧めんですけど、なかなかうんと言
わなくて、それを使うまでにすごく時間がかか
ってしまうと、それで1年とかたってしまうと、
その間に単位がかなり取れていなくて、その
分、僕ももっと早くにやっておけばよかったのか
なということと、本人の意思を優先するというこ
とのバランスが難しいなというふうに思っており
ます。発達障害とかをやっばり周りに、各支援の
制度を使うということはそれが学部とか担任の先
生には伝わる、全員に伝わるわけではないです
けど、少しでもやっばり知れわたるということに
なりますので、そこの部分についての抵抗がある
方であったりとか、援助要請という部分が弱かっ
たりするということでもうまくいかないという方は
結構いるかなというふうに思います。

復学時とか、これは精神障害の方とかに多いの
ですけど、すごく頑張りたいから何とか単位を取
りたくて、何とか早く復学して卒業単位を取るん
だと意欲を持っているんですけども、実際に
それができる体調なのかどうかというの、本人
の意思だけを聞いていると、結局2カ月たってか
らもう全然来られなくなったりとか、ほとんど学
校を休んでいるとかという状態になるので、そこ
は主治医の意見をきちんと把握して、こちらとし
ても学生の気持ちをそのまま受け取るということ
を大事にしながらも、結局卒業が早いのはどっち
になるのかなということをお学生に考えさせるわけ
じゃないですけども、そこら辺の見極めという
のがなかなかできにくいというのが現状かなと思
います。学生相談室とか主治医とかの役割分担と
かというの、どこの部分は私たちがやるか、気
持ちの面とかそういう本当にいわゆる心理療法に
近いところは学生相談室がやるし、就学面とか学
生生活という、実際の表にあらわれる部分につ
いては私たちが整理しますといったように役割分
担をしておかないと、押しつけ合いになったりす
ることもありますし、お互いが仕事の負担になっ
てしまうというのもあるかなと思います。

キャリア支援プログラムというのを実際やって

います。外部の就労支援機関と協力しながら、共
同研究という形でも今はやっていて、発達障害の
方を対象にやっています。

○支援における課題

これまでの障害学生支援は基本的にそれぞれの
部局で工夫して対応してきたけれども、結局課題
ができて、それぞれ人数が増えてくると対応に差
が出てしまうということで全学的な組織というの
が必要ですよということが多分出てくるのです
が、法律の影響もありますし、愛知県立大学のワー
キンググループでも今そういうところをつくって
いこうとされている、その流れがすごくいいん
じゃないかなというふうに思う一方で、そういう
センターができると、各学部というのがそこに任
せきりになってしまうという懸念があるかもしれ
ません。それまで熱心にかかわっていた先生とか
も、そこができたからって、そんなにすぐに変
わらない場合もあるのですけれども、先生によっ
てすごく差が出てきやすいんですね。何でもかん
でもセンターにとなってしまうと、授業とか内容
についてセンターが全て把握しているわけじゃ
ないので、結果的にその学部にも所属している学
生にとって、きめ細かな、どういったサポートが
必要なのかというのが十分に検討されないままに
なってしまうと、結果的に学生の思いがしんど
くになってしまうということが起こりやすいとい
うのがあります。

支援における課題というのは、部局との役割分
担は、こちら辺りははっきりしておかないと、セ
ンターに全部任せてしまうのではなくて、ここま
では学部がやります、ここからはセンターがや
りますということをおきちんと考えていく必要が
あるかなということと、合理的配慮を決定する根
拠が不十分ということもあります。これは現時点
で僕らのところでもある内容で、現状で支援計
画とかアセスメント機能というのが全然不十分
なんです。現在では診断書を持ってきたらその
とおりに、本人の言う通りみたいな形で配慮
依頼文書みたいなを作っているのですが、それ
も果たしてそう

なのかと。本人は頑張りたいと言っていて教育的な配慮を要するというふうに診断書に書かれているから、じゃ、授業は先生に学生の言うとおりの形でやるけど、学生が途中で来られなくなってしまったりとかということもあるので、本人の機能評価という部分をきちんとしないといけないんじゃないかということで、体制を考えようというふうになっています。

トラブル対応時の業務負担というのも多くて、実際の通常業務でもかなり大変な中にトラブルが発生すると、その業務に手間と時間がかかって他の業務が滞ってしまうという状況があります。

ここら辺もいろいろ問題を上げるとたくさんあるのですが、先ほど言いました専門性の問題、これはサポートをしないといけないんですけれども、そういったサポートをできる方が限られてくるという中でどれだけサポートの質を担保するかということが問題になります。

書籍、論文のデータ化というのも、視覚障害の方にテキストデータという形で、音声データに変えるために図書館の本とかをPDF化してテキストデータにして、それをソフトに通して音声データに、聞こえるようにするとかをやっているんですけど、これも著作権のことを考えるといろいろな問題があって、全国でこういう共通する大学のネットワークをつくれれば本当にいいんじゃないかなと思っています。そういうPDF化をどんどんしていったら、結果的に同じ本とかだったらこの大学が持っているよという風になれば、すぐぱっと取り寄せることができると同じことを何回もやらなくていいので、そのリストがサピエというところがある程度やっていたりするんですけど、大学レベルの教科書とか研究に関連する専門書というものはやっていないので、それも今後の課題だと思います。

バリアフリーの工事にかかる問題ということで、これもすごくお金がかかりますので、大学の予算の関係で、今は僕ら、運営交付金という中から障害学生支援経費というのがおりてきて、それを各部局に照会をかけた上で、要求してもらって

配分率を僕らが決めて提供しているのですが、現時点でも100%に配分なんかできませんし、1人数百万とかいきなりかかると、それだけで2人、3人と、サポートする人がそれだけで終わってしまうという状況ではもうこういう予算には限界がある。予算に関しては、もう施設部であるとかキャンパスデザイン室というところが僕らのところはあるんですけど、そういうところがまた別の枠組みでお金をつくっていかないと、大学としてのお金をつくらないうも回らない状況になっているかなと思います。

僕らのところが考えている現時点では、今までの問題の多くというのは、学生本人が直接僕らのところに支援の申し出をしていただくことがあったのですけれど、今まで部局という、学部を通すということがなくて直接来てしまっていました。入学を可否決定するのは部局であるし、シラバスや授業内容も各部局が把握されているが、情報の共有の難しさがあると思います。学生の所属の学部が学生について一番詳しく把握していることが学生の就学支援上のメリットが大きいというふうになりますので、もともとは各学部がそれなりにやっていた部分がセンターになったというところの弊害が多くて、ここら辺の内容を僕らがわからないまま配慮内容を考えたりして、それを文書にして各学部の学科長とか学部長の名前だけが入って各教員とかに渡るといった状況になっていたのですが、各教員からしたら、いや、こんなことを書かれてもできないということも当然起きてきますし、それはやっぱり各学部が判断することじゃないかなというふうに考えています。

○法改正後の大阪大学における障害学生支援体制

部局主体となるのがよい形じゃないかなということで、これはまだ決定じゃないので皆さんのところに出せなかったんですけど、こういうシステムを阪大としてワーキンググループをつくって、今考えてこれを学部に通して執行部に認めてもらっている最中で、この形でいけたらいいかなというふうに思っています。それをまず、保護者

から配慮の要請をするのは必ず各学部を通すというふうなことをしたい、今まではいきなりここに来ていて、そこから僕らがこっちに連絡してとなっていたので、そうになってしまうとこの存在感が、ここがやってくれるからということになってしまっていたというのがあります。学生もこっちのほうが言いやすかったりするということもあり、その部分というのはなくなりほしくないんですけど、何らかの正式な依頼書というものに関してはここがまず受けて、形上であってもここが最初にスタートするというところは用意したいなと思っています。

僕らのところはコーディネーターという形で、支援のコンサルテーションであったり、支援者を要請したり支援者の配置、シフト調整をするということで、各学部を支える立場ということを明確にしていきたいと思います。直接かかわるのは支援担当の教職員、これは先ほど先生が言われていましたけど、各学部の学生生活委員会の中にそういう障害学生担当みたいなものをつくるということです。僕らのところはそこまで正直できていないんですけど、その先生がそういう委員会を1人受け持つ、各学部に1人ずつ受け持つというのはすごくいい形かなと思います。

先ほど言った支援ニーズを受けて、じゃ、本人の障害、現時点でどういった機能を持っているのか、現時点で学生生活をうまく進めていくだけの体調なのかを含めてなどをきちんとアセスメントする部分がないと、結果的にはトラブルが発生しやすいです。大きなところで不服申し立てとか紛争解決というのを本人のほうから言えるということが法律の中にも明記されていますので、それを防ぐためにもアセスメントをきちんとした上で、アセスメント部門の人材が作った資料から個別配慮検討委員会を設置して、ここで配慮内容を決めるとよいと思います。この議長に関しては所属の支援担当教職員だったり学科長です。各学部の代表する人が決定権を持つ合議体をつくって、それを各学部に返して本人にも返すということです。

でも、ただ、この個別の内容検討委員会の中に

は当然本人も、最初から入らない場合もあるのですが、最終的には本人も含めた上で、あなたが要求してくるのは例えば10個ぐらいの配慮の要請があるけど、アセスメントをした結果、こういう資料からあなたの状況から考えたら7つは妥当ですよということを決めます。そうしたことで不服申し立てというのは減るといえるか、起こらないようにするということです。実際、ここに戻ってから授業が開始されてそういう配慮をもとに進んでいるということが、ただ、途中でチェックをしないとイケないので、その部分で本人のほうから進んでいないよということになれば、もう一回この辺の検討委員会を設けてチェック体制を厳しくするということがありますし、ここで決まったことはもう必ず義務として服務規程になりますので、ここで決まったことは教職員は必ず実行しないとイケないということになるというのが各学部にわかってもらわないとイケないかなと思っています。

このシステムで多分うまくいくだろうと思っていますが、それでもうまくいかない場合という時だけ不服申し立てという流れが多分出てくるので、多くは多分、直接僕らのところに不満がきたり、支援担当教職員の学部のほうに来ると思うんですけど、そこにも言えないという状況になった場合は何らかの窓口をつくらないとイケないということで今、人権問題委員会とか障害者問題というようなセクションがありますので、そこに窓口になってもらうようお願いしています。

○求められる人材

最後に、実際に障害学生支援にどういう方が求められるかというのをお話しさせていただきますと、人材ってソーシャルワーカー的な方、コーディネーターという方を考えているということなので、やっぱり各学部とか多機関、調整、交渉できるコミュニケーション力をもたれている方というのは必ず必要になってくると思います。批評家ではなくて実行力がある人というのが一番大事です。口でここがいいとかここが悪いというのは幾

らでも言えると思います、体制が始まったら不備が幾らでもありますので、文句を言える人はたくさんいるんですけど、文句を言うんじゃなくて、その前に実際に行動するということができる人が大事かなと思います。

臨床心理士とか社会福祉士とか保健福祉士などというのが大体その現場に今いますけれども、必ずしもそれが必要条件ではなくて、別に資格がなくてもコミュニケーション力をもっている人だったら大抵こなせます。障害についての理解というのがあったほうがそれはベストです。特に発達障害とか精神障害の方については支援スキルとかが生かせる部分なので、結果的にこういう人のほうが即戦力になりやすいということはあるかなと思います。そこら辺が絶対ないといけないというわけじゃなくて、入ってから学べるわけですし、本当の心理療法とか医学的なことをやるわけじゃなくて、修学面でのサポートになるので、できないわけじゃないかなと思います。ただ、理解とかかわり方のスキルには違いが出やすいので、トラブルとかも起こりやすいのを考えると、そこら辺の知識をもとにした支援スキルがある人のほうがスムーズにいくことが多いんじゃないかなと思います。

あと、学生に対して細やかで、利用学生だけじゃなくて、ピアサポートをする支援学生にもかかわってもらうので、かなり柔軟に、高圧的な感じで対処するんじゃなくて、やわらかい形で誰とでもしゃべれるような感じの人のほうがこういう部分には役立つ人が多いんじゃないかなというふうに思います。

教員を雇用する場合だったら研究志向も必要かなと思います。ある程度支援効果を証明できる人材とか、チームに協力できてチームとして研究もやっていきたいと思っている人のほうが教員で雇用する場合は求められるかなと思います。ただ、専門職員とかの場合だったら大学における事務手続きなどについて対応できる人も必要ということで、正規職員を必ず配置しないとこれは本当に大変です。ある程度専門職員で入ってきた方も事務

的なやりとりも当然増えますけど、この人が内部事情を把握している人だと動きやすいというのはありますので、そういう人材をうまくつけるかどうかというのが大きな問題かなと思います。予算も請求しやすいというのがありますので、そこら辺は知っておいてもらえたらいいかなと思います。

●日本福祉大学の障害学生支援について

生川 友恒

今、望月先生のほうから大阪大学のいろんなシステムのなところ、それから、最後、障害学生支援の望ましい人材配置のかたちまでお話いただいた後に、私の方から、お話しするのはおこがましいところもありますけれども、お手元にある資料も参考にしながら、日本福祉大学の障害学生支援についてご紹介をしたいと思います。

○学生支援センターについて

まず、組織のことを申し上げます。日本福祉大学の学生支援センターというところなのですが、実は昨年までは障害学生支援センターという名称でありました。今年の4月から学生支援センターとしてリニューアルスタートしたわけですが、従来の身体障害、目に見える障害がある学生の支援というところを中心にした部分と、学生相談、カウンセラーのところも含めた部分、そして保健室の部分といったところ、が総合的になりまして新しく学生支援センターとしてスタートしたわけなのです。けれども、やはり目に見えにくい障害、あるいは疾病、あるいは二次的な障害を抱えた学生というところの支援に関しても、以前からお互いに学生相談室とも情報交換したりとか、今も、定期的にケースカンファレンスを開きながら学生の状況について共有しております。やっぱりそのあたりは、オーバーラップするところがあるので、身体障害以外の障害、疾病を抱え

ている学生も総合的に支援していこうという観点から、学生支援センターという名称になっております。

学生支援センターはどこに置かれているかというところなのですけれども、本学だと教務部、学生部、入試部などがあります。教務部が正課授業全体の取りまとめをしており、学生部というところは正課以外の課外活動全体を指し、そこに全学的な位置づけのもとで学生支援センターが置かれている形になります。ちなみに学生支援センターとは別に、もう一つは災害ボランティアセンターという形で、東日本大震災以降の災害ボランティア支援に当たるような支援センターと、2つが学生部のもとに置かれております。

学生支援センターは、各学部から1名以上の運営委員の先生が入っております。その運営委員の先生を交えた学生支援センターの運営委員会というのを1カ月に1度開いています。今、一番トピックになっているのが障害者差別解消法に伴う対応のことについてだったりとか、あるいはこれからの時期ですと新入生、推薦型の入試の合格状況が決まってくるので、新入生で障害があって支援、配慮が必要な学生、新入生について運営委員会で月1度共有しているという形であります。

学生が、直接接するセンターの場所は、保健室のすぐ隣にあるわけなんですけれども、どのようなスタッフが配置されているかといいますと、まず、私は大学の学生課職員です。奨学金など課外活動全体の支援を行って来ますけれども、学生課の障害学生支援担当の専従職員という形で、先ほど望月先生も、経営に近い正規職員が1人入っているとやりやすいですよというお話をされましたけれど、私はそこまでできているか自信がありませんけれども、確かにいろんな部局を走り回って調整しているかなという感じがありますので、そういう職員もまず1人必要だろうと思います。

さらに専従職員の他に派遣職員がいます。それから、もう1人、今年の9月からコーディネーターという形で配置されたわけなんですけれども、本学の場合、3キャンパスありまして、今、私がいる美

浜キャンパスがメインになるわけなのですけれども、他にも半田と東海にキャンパスがありまして、そちらのほうにも学生支援コーディネーターが配置されています。それぞれのキャンパスに学生支援コーディネーターという形で、学生といろんな形で接していくというところで重要な役割を果たしております。

したがって、今日は私が、こういう形で業務で出張で来ておりますけれども、1名抜けていくと、コーディネーターの人は、例えばですけれども、発達障害の傾向のある学生と定期的に会いながら、卒論提出に向けて支援している学生がいたとしたら、学習支援として一緒になって進めていくこととなります。そうすると、もう残り1人しかいないわけなんですけど、先ほど言った派遣職員が、電話対応からあらゆることをやるわけなんですけど、そこに例えば聴覚障害のある学生が訪ねてきて、明日の授業なのですけれども、何限目の科目の授業で、普段ノートテークをお願いしている友達が明日は来れなくなり、自分でもLINEを回しているが、テイカーが見つからないのでというような相談があったりすると、ボランティア登録をしている学生の中からノートテークできる学生を探していったりとかしながら、何とか回している体制でございます。

本学の障害のある学生支援が完璧なわけではなく、私もまだ約1年半ほどの関わりになりますけど、合理的な調整を駆けずりながらも、日々その調整に悩みながら、課題にぶつかりながら進めているのが、支援センターという場所なのだと考えていただくといいかなと思っております。

学生支援センターとして障害のある学生の支援を行ううえで、まず入学を希望する生徒さんとの接触ということが非常に重要なところになります。まずはオープンキャンパスに来ていただくこととなりますが、オープンキャンパスに来ることができなかった場合は、それ以外のときに臨機応変に対応したりします。重要なのは障害のある学生の支援ということですので、支援センターからの相談者だけでなく、学部の先生とも一緒になっ

て話をしていき入学を見据えていくというところが重要な点かと思っております。

○日本福祉大学における障害学生支援の考え方

最初に本学、日本福祉大学における障害学生支援の基本的な考え方なのですが、障害のある学生も障害のない学生もともに学びともに育つというのが基本的な教育コンセプトの1つとして追求されてきました。本学の場合、開学当初から障害のある学生を受け入れてきたということなのですが、その中で、学生相互の支援というところが大きなキーワードとなります。キャンパスを歩いていただくと車椅子を利用している学生がいますし、その横には、一緒に歩きながらばんから荷物を出したりとかという光景があったりとか、白杖をついている学生と一緒に点字ブロックに沿ってというところを歩いていくと、傍らに学生が来てガイドヘルプをしている様子が見られます。それから、聴覚障害の学生であれば、手話サークルも盛んですけれども、手話でやりとりをしている光景とか、ごく自然にあるわけですが、そういった学生同士の日常の助け合いが、日常的によく見られます。さらに、サークル活動、支援団体と呼ばれるところですが、字幕づけのサークルがあります。さらにはパソコンテークを行うサークル、それから点訳サークルといった支援団体があり、彼らの力を合わせながら支援活動を行っています。

支援する学生なののですが、障害がある学生のニーズを理解してサポートするということとはとても容易なことではありません。障害のある学生は単なるサービスの受け手になって、支援学生はサービスの単なる提供者のほうが楽かもしれないのですが、本学がずっと目指してきたのは、障害のある学生の自己決定に至るまでの成長と、お互いによりよい支援をつくる喜びを味わい、それが社会に出た後の財産にしていくというところですね。今回の差別解消法の合理的配慮の観点からは、障害のある学生の自己決定というところを求められてきましたけれども、そう考えると、本学

は理念の中で自己決定というところを最大限生かすためにどうすればいいかというところで、一方通行にならないような形で、お互いに考えながらつくってきたのかなというところがあります。

そういった面では、障害のある学生がさまざまな運動を通して、本学においての情報保障がつけられたり、最終的には支援センターのような全学横断的な機関ができ上がってきたのですが、今課題なのは、そういったかつて元気だった学生とはかなり気質が変わってきている点です。内向きで比較的おとなしい学生が増えてきているわけなのですが、そのような環境の変化の中で学生同士の支援というところで問題解決していけるかというところ、さまざまな人間関係にぶつかってきているところも増えてきています。まさに支援センターがそういったボランティア学生と障害のある学生の間で調整していくという役割が今まで以上に求められてきているのかなというところですね。

○学生相互の支援

よく日本福祉大学は障害学生支援が進んでいますねと評価されることがあるのですが、学生相互の支援という蓄積が大きいと言えます。ただ、こうしたところにも今いろいろ課題があります。今回、文部科学省から示された対応指針案は、本学のような私立大学が、文部科学省所管の事業分野における対応指針の対象になってくるわけですが、先月までパブリックコメントという形で文科省のホームページに出てきて、そろそろ最終版が公開されると聞いておりますけれども、その対応指針にも周囲の学生による支援ということに関しての部分について触れられています。そういう可能性もありつつ、気をつけなければいけないのは、そういった周囲の支援学生の事前の研修とか、それから守秘義務の徹底などについてもその対応指針案に書かれております。それから、一部の学生に過度の負担をかけないように留意する必要があるというところがありますけれども、まさにそこが一番注意しなくてはならないとこ

ろですね。学生相互の支援というところで、留意すべき点は、支援センターや支援室というところがボランティア学生、支援する学生のケアというところも十分おこないつつ、お互いの人間関係の状況も注意を払いながら、絶えず学生とのコミュニケーションが必要になってくると思っております。そういった面で、障害のある学生、それからボランティア学生をつなげてマッチングしていくというのは、一日一日、日々変わりながら行っていくというところが私たち支援センターの担っていくところでもあります。

○在籍する障害のある学生について

本学の障害のある学生の数としては、お手元の資料にありますけれども、2015年5月1日付の数字で、学部通学というところで各障害種があって、合計126名となっております。本学通学課程の在籍学生数は大体5,000人ぐらいなのですが、そのうち126名ということで、数字としては、全国の大学からみても多いと思います。この中には何かしらの支援や配慮が必要な学生と、ただ届けているだけの学生も含まれていますので、全部含めると126名という形になっています。割合としては、発達障害や発達障害の傾向がある学生、精神障害の学生よりも、今のところは身体障害の学生が多いのですが、やはり今、一番大きなところは、入学後に発達障害のような傾向があり、いろんなでこぼこや困り感があって、友達とのコミュニケーションとか人前で発表することとか、先生とのコミュニケーションで課題にぶつかるといった学生が増えてきているという実態があります。

障害のある学生の支援に対して、ボランティア登録という形の制度を本学はとっているのですが、ボランティア登録している学生は大体300名以上いますので、その数字でもって支えられているところもやはり大きいのかなというところでもあります。ただ、繰り返しになりますけれども、ボランティア学生、それからピアサポートの学生といろんな表現はあると思いますが、そ

の学生へのケアとか研修とかは、いろんな仕掛けをつくっていかないと成り立たないということも留意しなくてはいけないところでもあります。

○通学する学生に確認してもらいたいこと

本日お配りした資料に、オープンキャンパスで相談のあった障害のある生徒さんにお話しているところ、6つの点について確認してもらいたいことが書かれております。

1点目が、大学と高校の違いを知るところについてであります。最近では普通学校から大学のほうに進学してきて、普通学校でもいろんな支援、配慮を受けながら入学してくる学生も増えてきております。それから、本学の場合、特別支援学校から重度の障害がある学生が進学を希望する場合があります。さらに、通信制の学校から発達障害の特性や精神的な疾患を抱えて悩んでいる生徒さんが進学を希望する場合があります。その際も、自身の意思に基づいて、いろんな支援、配慮ということについて大学に入った場合は各科目の担当の先生にお願いして、働きかけていくことになるのですが、そのことについても、支援センターと一緒にやりながら、大学というところは高校までと違って各担当の先生にいろいろお話ししていくところが原則的になるので、その部分について一緒に考えていきましょうねというようなトーンでお話しております。

2点目として、自分の障害や疾病などを説明できるようにしましょうということでお話しております。周りの学生のサポートとか、それから、友人には自身の障害とか疾病を知らせる必要がなくても、担当の先生には、配慮を依頼する際とかいろんな形が考えられますけれども、大学に入学する上で自分自身の障害とか体のことについて理解し、どのような特性がありどのような配慮が必要か自分自身で確認しながら説明していきましょうとしております。

自分自身が感じていることを書きとめたりとかすることも大事で、それは診断書に基づいてとか、あるいは診断書がなくてもですけど、きちん

としたアセスメントというところもやっぱり必要になってくるかなと思います。本学がきちんとできているとは言えませんが、しっかりと専門的な目線で、自分自身が思っている困り感と実際の配慮が合っているかどうかとかを含めて見ていく必要があるのかなと思っております。

それから、3点目として、自分の生活をコーディネートするというところですけれども、障害のある学生の自己決定に基づき大学生活を営むわけですが、そのために必要な周囲の理解とか配慮について自身で働きかけができるよう、4年間を見据えて支援センターと一緒に考えていきましょうとお話しております。このあたりは卒業後も見据えてということですので、最初は自分自身でいろんなコーディネートはできない学生も多いですけれども、例えばオープンキャンパスに来たという人だったら、まずオープンキャンパスに来て、自分自身で最初の第一歩ができたんだよと、まさにそこは自分でコーディネートできたんだねということからお話ししながら、次は、卒業するまでに、コーディネート力を身につけることで、やがては就労に結びつくといいですねというところの話をしております。

それから、4点目は、入学後の生活について考えるということなのですが、本学の場合は下宿率が50%です。その中で障害のある生徒さんには入学後の生活を考えるということで、キャンパスまでの道のりについて尋ねています。電車で通学する際、移動支援が必要であったりとか、下宿生活する際はアパートの住宅改修が必要か、地元の自治体のほうで改修費の補助についての手続きをしたりとか、あるいは福祉サービスを利用してヘルパーさんの派遣を行いながら下宿生活を営むということもあります。そういったところについて、オープンキャンパスで相談したところからスタートしていきますので、ご家族とか支援センターと一緒に考えながら進んでいくということについてお話していくということになります。

それから、5点目については、具体的な進路を

考えましようということなのですが、卒業後の具体的な進路を考えることについても意識をしてもらうように働きかけているわけですが、ここも結構難しいところがありまして、学部によっては免許や資格とか、それから進路と一体化になっているところもあります。合理的な配慮というところで難しさを感じているところで1つあるのですが、やはり講義、演習、実習という形態の3つを考える場合に、学内の講義、演習に関しては、いろんな工夫の中で合理的な調整を働きかけながらその学生に合わせたような形をつくっていくことができるのですが、実習に関しては受け入れ先との関係があります。今回の差別解消法に伴って、実習先も事業者の1つとして、努力義務とはいえ合理的配慮というところが求められるので、今後の大きな課題であります。

障害状況に応じて自身の目指している進路にチャレンジするという過程において、さまざまな障壁があるということを考慮しながら、最終的に受験するかどうかということを検討してもらうわけですが、障害のあるなしにかかわらず受験をするということは可能です。学部によりけりなのですが、資格や免許を取得することが卒業の条件になっている学部もあるので、そこは4年間の課程の中でいろいろ考えながら壁にぶつかりながらやっていき、資格、免許は逆に卒業必修になっていなければ学年進行の中でできるところまでやっていって、挫折感を感じることなくいかにフォローしていくかということ、そこが支援の大きなポイントになってくると思います。

それから、6点目として、社会的資源や学内の支援システムを活用しようということで、障害のある学生にはさまざまな生い立ちがあるわけですが、学内だけではなく学外の生活についても自立した社会生活を営むよう、生活支援などの福祉サービスの利用について、主治医の先生や行政とも相談するように話しながら、その経過について話しています。推薦系の入試ですと、今、合格して来年4月1日まで時間があるのですけれ

ども、これが学力系の試験ですと2月とかになり、入学するまでの時間がないですね。そのあたり、本学の場合は障害のある先輩にも助言を受けながら、早目に準備をするよう促し、何とか4月1日を迎えていくというのが実際です。

○入学までの手続きの流れ

入学前の手続きの流れということで、オープンキャンパスなどで個別相談をしていただいた上で入試に向けた配慮希望票を出していくということで、入試に関しては本学もセンター入試に準じたような形での配慮になってきますが、合格した後は、身体状況及び配慮希望調査票の提出ということで、障害状況の学内での共有というところについても1つポイントになってくるかと思えます。その用紙には、自分の配慮が必要なものは何かということに関して、学内の関係する部局にあなたの障害状況について共有しても構わないかということ、保証人、親御さん含めて同意ありというところに丸をつけていただくという形になっています。さらに、担当の先生、自分が履修する科目に関して、履修した科目担当教員にも障害状況を伝えることに同意すると、履修者の名簿を打ち出すと、障害状況という欄に、聴覚障害、肢体障害など形で記載されるようになります。

逆に担当の先生から見ると、履修者名簿に障害ありと出てくるのですが、それだけだったら特に先生が働きかける必要はないというふうに前提になっています。そこから本人なり、支援センターの方から個別に先生方に対して、配慮願というものを提出していくというような流れになってきます。

○入学後の支援について

本学の場合、身体障害のある学生で周囲の学生のサポートを必要としている学生もいますけれども、入学後の新入生オリエンテーションで、新入生全員参加で、障害のある学生の支援のオリエンテーションを行っております。そこで本学のボランティア活動のことについてとか、実際にボラン

ティア団体の代表に来てもらって、ボランティア募集をしているのですが、障害のある新入生で、例えば聴覚障害があり、ノートテークやパソコンテークが必要な学生が、みんなの前で発表して、ノートテークやパソコンテークをしてくれる人を探していますという意思表示をおこない、自分の趣味などの自己紹介を付け加えながらボランティア学生の募集をしているというようなやり方をしております。

聞く学生の方も、当事者の学生の発表というのは、よく聞きます。その発表を受けると、私も何かできるかもしれないと思って、大勢がボランティア登録をするという形です。ボランティア登録をすると、支援センターのメーリングリストに加入しまして、支援者を探す情報などを受けるようになります。

●当事者の立場から 障害をもつ学生への大学での支援について

榎間 悠太

まず、これから話す内容ですが、先ほどのお二方のお話にもあったように、障害って、身体もあれば精神もあれば知的もあれば、たくさんある中で、僕の場合は身体なのですが、それでも重度だったりとか軽度だったりとかいろいろあるので、僕が考える、僕が生活していて思ったというその視点からの話なので、そこだけ注意していただきたいと思います。

○自己紹介

まず、僕が誰かということですが、僕は後天的で、高校2年の16歳のときの7月に首の骨を脱臼して、脊髄損傷の中の首の頸髄損傷をしました。それ以来胸から下は全く動かない、今でも動かないんですが、車椅子で生活しており、指などにも、上肢にも障害が残ります。約半年の入院生活を経て、翌年の4月にもう一度、同じ高校2年

生なので1個下の代に戻って復学しました。平成24年に愛知県立大学教育福祉学部社会福祉学科に入学しました。

大学に入学する際に、学務課の方、大学側からどういう配慮をしたらいいですかという話をいただいで、僕の場合、体幹がなくて背もたれがないと座れないのですが、じゃ、トイレが一番大変なのでトイレに背もたれをつけてくださいというオーダーを出して、それをやっていただいたんですが、実際に大学に入って生活する中で、例えば車椅子で生活していると、ドア、引き戸が自分でできないんですね。自分でも気づかなかつたのですが、じゃ、食堂に行こうと思って、絶対に引き戸のドアを通らないといけないう時に、最初自分で、ドアを開けてくださいとかちょっと手伝ってもらえますかというのを全然言えなくて、それも何か後天的というのがあるのかもわからないんですけど、障害者って見られるのがすごく嫌だったんですね。それに縛られてというか、誰かがあけたのを見計らってちょちょちょと行ってとか、食堂とかも頼むのはできるのですが、じゃ、どうぞと言われたときに自分でとれない位置にしかなくて、でも、それも何か並んでいる人に、すみません、ちょっととってもらっていいですかというのが言えなくて、食堂でご飯を食べられなかったりとか、ずっと繰り返していました。さっきも言ったんですけど、その根底にはやっぱり障害者として見られたくないということがあり、自分の弱い部分が見せられなくてずっと葛藤とかがあったんですが、高校に復学して、高校2年間で本当に人と話せなくなって、全く高校に行ってもほとんど人としゃべらない生活が2年間続いて、大学に入ったら絶対楽しもうと思って、さっき言った気持ちはずっとあったんですね。でも、今の自分は今の自分だし、それを言ったところで立てるようになるわけじゃないしという気持ちを持って、めちゃくちゃハードルは高かったのですが、自分から積極的に話しかけたりとかお願いとかできる日はしていたんですね。体調がすぐれない日とか気持ちが乗らない日は、今日はお

はようも言えなかったなとかいっぱいあったのですが、できる日に少しずつやっていったらどんどんしゃべれるようになっていって、健常者である学生さんも多分、障害者側から言ったら、ああ、こういうことを手伝えればいいんだとかかわかると思うんですけど、何も言わないと何かしゃべれない、何をしゃべっていいかわからないとか、そういうお互いの、障害者側もそういうのをわかってもらえないと思っている、健常者側も言ってくればやるのに、こういうのが多分、大学だけじゃなくて社会一般であると思うんですけど、それをとにかくなくしたいなと思います。障害者って意外と普通だよということを僕は思っていて、実際に話しかけたりとか、勉強したりとか、実際に大学にダンスサークルがあるんですけど、健常者しかいないそのところに、そこも引き戸、押し戸だったかな、どっちでもいいんですけど入れなくて、またそれも新入生歓迎パーティーみたいなのがあって、それで出し物があったんですけど、そこに1人で行って、周りが、車椅子で何で来たんだろうみたいな感じで見られていたんですけど、それは気にせず、もともとダンスがすごく好きだったので見て、そのショーが終わった後にサークル長さんがいたので、めちゃくちゃ緊張したんですけど、そこに行って、すみません、僕、障害があってこれぐらいしか踊れないんですけどいいですかと言ったら、ああ、全然いいよと言われて、意外と言ってみるものだなと、そういうのも思って入れました。

そういう、例えば話しかけるとかお願いするという小さい挑戦だったりとか、サークルに行ってみるとか、大きな挑戦とか、僕は大学生活の4年間、とにかく小さいのも大きいのも中くらいの挑戦はずっとしてきたと思っていて、その中で挑戦して初めて経験する苦労だったりとか失敗だったりとかがいっぱいあって、何かすごい落ち込む時とかあったんですけど、でも、それがあって、失敗とか苦労して初めて、じゃ、こうしようとか、自分の何が足りないんだろう、何を願えばいいんだろうとそこで初めてわかるんですね。

○大学がすべき支援について

障害者って、僕の考え方ですけど、何か守られがちというか、例えば支援という考え方にも、いろいろやられ過ぎちゃいがち、苦勞する機会とか失敗する機会を奪われがちだと思うんですね。もしくは、すごい困難かすごい守られるかみたいな感じで僕は思っていて、やっぱり例えばノーマライゼーションとかとって、健常者と障害者が平等と言っているにもかかわらず、そういうときに何を平等かとやったら、いい部分ばかり見られると思うんですよ。だけど、逆に考えると、苦勞したりとか失敗したりする経験が平等なのかなと考えたときに、多分社会一般で思われているノーマライゼーションとかだとちょっと足りないのかなということも思って、僕は大学生活の中でそういう失敗とか苦勞して成長できたので、そこを強く思っていて、僕が思うに、障害者本人が学生でやる中で大事なことは、僕は2つだと思っています。じゃ、大学は何もできないのかといたらそうではなくて、大学は何ができるのだろうかということで、障害を持つ学生自身が挑戦したりとか失敗、苦勞することができる環境を整えることが必要だと思います。

ちょっと漠然としているんですけど、1つ例を。例えば、一番考えられやすい、身体障害者、車椅子と考えたときにバリアフリーって、きっと皆さん、入っていきやすいと思うのですが、じゃ、それを考えたときに、1つ目、予算が許す限り、自動ドアなどの細かいところも含めて大学内全てをバリアフリーにして、障害を持つ学生が1人で全てこなせる環境をつくる。要するにどこでも全部1人で行けちゃう、エレベーター、トイレ、スロープ、ドアもそうですけど、全部自分でできる、これが楽だと思うんですね。

もう一つの選択肢、エレベーターの設置など必要最低限のところだけ、授業へ行く、例えば2階の教室が絶対あるから、じゃ、エレベーターは最低つけなきゃいけないねというぐらいの最低限のことだけやって、細かいところ、さっきのドアだったりとかちょっとした段差だったりとかは、障害

を持つ学生がみずから手伝いを求めなければいけない、見方によたらちょっと中途半端な環境かもしれないんですけど、そういうものをつくる。

この2つの選択肢があったときに、皆さんはどっちを選ぶかなと思って、僕も大学に入る前だったら多分A、全部できたほうが、それこそバリアフリーとかユニバーサルデザインだなどか思ったんですけど、先ほども言ったように、やっぱり苦勞したりとか失敗して初めて気づく。そこで、例えばなんですけど、じゃ、Aだったら、どこでも全部自分でできちゃう、Bだったら、あの教室に行くためにドアを自分であけられないなど、でも、授業は行かなきゃいけない、じゃ、どうしようとなったときに、道行く人でも誰でもいいんですけど、お願いしなきゃいけない。すみません、ちょっとドアを開けてもらっていいですかとか、ちょっと段差があったら上げてもらっていいですか、そこで初めてかかわる機会が得られると思うんですよ。もしAだったら、誰ともかかわらずに行けちゃう。

○支援を考えるうえでの手がかり

それで、1つ目なんですけど、障害を持つ学生にとっての大学をどのように捉えるか、または学生が大学生活を送る中でどのようなことを優先事項とするかということを確認にするというのを、例えば大学に来ている人だったら、多分、将来就職して社会に出て働きたいと思っている人がほとんどだと思うんですけど、その場合に、AとB、どっちが訓練という言い方はあれですけど、そういうふうになるかと思うと、Aだったら確かに楽かもしれないです。大学の生活だけだったら、例えば勉強にも集中できるかもしれないし、体力的にも。でも、Bだったら、大変かもしれないけど、社会に出る準備、人にお願しなきゃいけない、何かを頼まなきゃいけないとか、勉強と違う部分、社会に出る準備という部分でBのほうが勝っているのかなと思うんですけど、これもAが正しいとかBが正しいとかそういうことじゃなくて、どこを優先するか、何を目標とするかによって、

Aが正しい時もあるしBが正しい時もあるし出てくると思うんですよ。

僕の場合はB、自分が就職したいと思って、自分がこの4年間で何が変わったかといったら、しつこく話しかけたりとか、それによって、例えば大学内だけじゃなくて、大学外に出て、普段の生活の中で、じゃ、エレベーターに乗った、おじいちゃん、おばあちゃんがいますといったときに、今日、天気がいいですねとか、何げない話ですけどそれができるようになって、おばあちゃんも、意外としゃべれるんだねみたいな、それで何か生まれるかはわからないんですけど、何かいい時間じゃないですか。だから、そういうのもできるようになって、社会に出て働くとなったときに、絶対人って1人じゃ生きていけないし、仕事をするにしても普通に生活するにしても、一番大事なところってコミュニケーションだったり、助け合い、自分の思いを伝える、相手の力になるとか、何か人と人との間のことが生きている中で一番大事なのかなと思うので、先ほど選択肢AとBで、僕はBの重要性もちょっと言いたいなと思いました。

2つ目も同じようなことなんですけど、優先事項にとって一番メリットが多くデメリットの少ない支援の選択肢を選ぶ。どのような支援の選択肢にも必ずメリットとデメリットの両方があるから、優先順位をつけることが必要だと思います。

3つ目ですけど、支援はやり過ぎちゃうと、せっかくその人が持っている力も消してしまうかもしれない。または、学生自体がやりたいことを妨げちゃうことすらあるかもしれないということで、やり過ぎは厳禁かなと思います。

今回のテーマとして、障害を持つ学生への大学での支援ということなんですけど、大学側は何ができるかと考える時に、いきなり大学が学生たちに何をできるかという考え方じゃなくて、学生が生活するに当たって必要な支援は何だろうというところをまず考えてから、その支援の中で、じゃ、大学はどの部分を担えるかなという、その順番をやっていただくとうごく障害を持つ学生から考え

るとありがたいです。というのも、やっぱり大学が全部できるわけじゃなくて、友人も全部できるわけじゃなくてというバランスといいますか、どちらかが負担になってもいけないし、継続することが大事なので、そこら辺の考え方、まずは全体を考えてという考え方が大事かなと思います。

また、何かを絶対すること、何かしていることが支援じゃないと思って、何かをどうかしているとか何かこういう手伝いをしているとか、目に見えていて、そのほうが、支援者側としては今やっているとか支援できていると思うんですけど、例えばなんですけど、見守ること、もちろん全く何もしないで放置するとは違って、考えた上で今は見守る時期だな、学生が自分から友達をつくりに行ったりとかこういう経験をしようとしているというところを支援という意味で見守るという形も一つかなと自分は思っています。

なので、それをする、例えば障害者の学生が友達をつくっていくと、そうすると健常者と障害者がかかわって、健常者側も、障害者の方って意外とこんな感じだとまた知れて、それがその輪がどんどん広がっていく、そうすると結果的に環境が障害者の学生が過ごしやすい環境にもなるかなというように、そういう考え方もできるかなと思います。

最後になんですけど、僕自身、けがをした当初は本当に何が何だかわからなくて、動かないんですね、何も。なので、まず生きていけるのかなとか思っていて、生きている意味がわからなくてという時期も本当にあったんですけど、でも、愛知県立大学の4年間を過ごして、さっき言った自分の挑戦もあったんですけど、みんなに助けられてとかいろんな世界を知れてとか、今すごく幸せで、こうやってしゃべる側にもなれているし、なので、大学って本当に、障害者だけに限ったことじゃないんですけど人を幸せにできる場所でもあると思うので、こういう支援とかがより進むといいかなと思っています。